

公 募 公 告

関西圏大学生発イメージ発信強化事業 嶺南地域プロモーションビデオ制作業務の委託先を選定するため、企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和3年4月2日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

1 業務概要

(1) 業務名

関西圏大学生発イメージ発信強化事業 嶺南地域プロモーションビデオ制作業務

(2) 業務目的

関西の大学生等が福井県嶺南地域のプロモーションビデオを制作し、主に関西の若者に対する嶺南地域のPRと観光誘客促進を図る。

※福井県嶺南地域とは、福井県敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町の2市4町の地域。

(3) 公募および業務のスケジュール（予定）

期 間	実施内容
令和3年 4月 2日(金)	企画提案の募集開始(公募公告)
5月14日(金)	企画提案書の提出期限
5月21日(金)	第一次審査(書類審査)により5グループ程度を選定
6月 5日(土)	第二次審査(プレゼンテーション)により3グループを選定
6月中旬	第二次審査を通過した3グループと業務委託契約締結
7月～9月	3グループがプロモーションビデオを制作(現地取材、撮影、編集等)
10月 1日(金)	3グループが制作動画をYoutubeで配信(再生回数と高評価のカウント開始) 3グループがSNSの活用や口コミ等によるプロモーション活動
令和4年 2月28日(月)	再生回数、高評価のカウント終了(15:00)
3月 1日(火)	再生回数、高評価の集計
3月中旬	再生回数、高評価数および動画内容を総合的に評価し、グランプリの結果発表

(4) 業務委託

①委託内容 別添仕様書のとおり

②履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで

③契約額（上限）1,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

2 参加資格

企画提案書を提出できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 関西の2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本拠を置く大学院、大学、短期大学、専門学校等に在籍している学生（個人またはグループ）であること。

ただし、サポーターとして学生以外の者（所属する学校の教職員等）を1名置くことができる。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと

3 参加申込み

公募に参加しようとする者は、次の書類を福井県嶺南振興局に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①応募票（様式1）
- ②企画提案書

(2) 企画提案書の記載要件

企画提案書について、様式、ページ数および作成に用いるソフト（Word、Excel、PowerPoint など）は指定しないが、下記の内容を盛り込むこと。

①動画の企画内容

少なくとも、以下の内容を記載すること。

ア 動画で伝えたい嶺南地域のもの・人・こと、およびその理由

イ 動画の構成案（文章、構成ポイントの箇条書き、絵など提示方法は問わない）

ウ 動画に取り入れる工夫点

②動画のプロモーション戦略

制作動画を多くの人に見てもらうために行うプロモーションのアイデアや活動内容を記載すること。

③経費の内訳

税込1,000,000円を上限に経費の概算内訳を提示すること。

④再委託について

動画の制作およびプロモーションにおいて、業務の一部の再委託（契約者が第三者に契約業務内容を委託すること）を検討している場合は、再委託する内容および概算費用を提示すること。

⑤その他

上記以外に、提案内容の説明に必要な事項があれば、記載すること。

なお、作成にあたっては、別紙1企画提案書記載例を参考とすること。

(3) 提出期限

令和3年5月14日（金）17時15分

(4) 受付期間

令和3年4月2日（金）から5月14日（金）17時15分まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日の関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

(5) 提出方法

電子メールで業務担当まで提出すること

【業務担当】

〒917-0297 福井県小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局若狭企画振興室

電話 0770-56-2216

FAX 0770-56-2296

E-mail wakasa-kikaku@pref.fukui.lg.jp

(6) 参加受付通知

提出書類が適正であると確認できた場合は、電子メールにより受付した旨を提出者に通知する。
なお、受付の可否の通知は、提出後7日以内（土日および祝日を除く）を目安に行う。

(7) 留意事項

①提出書類について、参加受付後の差替え・再提出は原則認めない。

②以下に該当する提出書類については、無効とし、受け付けない。

ア 提出期限までに福井県嶺南振興局に到達しなかった提出書類

イ 虚偽の記載がなされている提出書類

なお、参加受付後に虚偽が判明した場合は、参加受付を無効とし、失格とすることがある。

ウ 上記3（2）で指定する記載要件を満たしていない企画提案書

4 質問

本業務に関し質問がある場合には、下記のとおり提出すること。

(1) 提出先

上記3（5）の業務担当

(2) 受付期限

令和3年5月14日（金）17時15分

(3) 提出方法

電子メール質問票（様式2）を提出すること

(4) 質問に対する回答

質問者に対し電子メールにより回答する。

5 契約予定者の選定審査

契約予定者は、次の審査により選定する。

(1) 第一次審査（書面審査）

①実施日

令和3年5月21日（金）（予定）

②審査方法

福井県嶺南振興局において、上記3により提出を受けた企画提案書を審査し、第一次審査通過者（5グループ程度）を選定する。

③審査結果通知

令和3年5月24日（月）（予定）に参加者すべてに書面で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

①実施日

令和3年6月5日（土）（予定）

②会場

別途、第一次審査通過者に通知する。（大阪市内の会場を予定）

③審査方法

審査会を開催し、第一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約予定者（3グループ）を決定する。

プレゼンテーションの詳細については、第一次審査通過者に別途通知する。

④ 審査結果通知

令和3年6月中旬に第二次審査参加者すべてに書面で通知する。

(3) 留意事項

第一次審査、第二次審査ともに、審査の状況、結果等に関する質問および異議申し立ては受け付けない。

6 業務委託契約

第二次審査により決定した契約予定者と下記のとおり契約を締結する。

(1) 契約前の協議

企画提案書およびプレゼンテーションの内容をもとに、福井県嶺南振興局と契約予定者とで業務履行にあたっての協議を行う。この協議の際、企画提案書の内容等について、一部変更する場合がある。

(2) 見積書の提出

協議が整った場合に、契約予定者は福井県嶺南振興局が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

(3) 契約の締結

見積書の内容を精査のうえ、福井県嶺南振興局と契約予定者とで随意契約により業務委託契約を締結する。

(4) 契約条項等

別紙2 契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定に準じる。

(6) 留意事項

①上記（1）の協議が整わない場合は、次点の企画提案書を提出した者（第二次審査参加者のうち、契約予定者に選ばれなかった者）と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

②業務の再委託については、先に企画提案書で提示された内容以外は、原則認めない。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

(2) 本公募の参加にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 本公募において参加者から提出された書類は返却しない。